

# 定期監査等結果に係る措置状況報告書

(令和8年3月)

東大阪市監査委員



東大阪監査公表第8号

令和8年3月12日

東大阪市監査委員	向川茂弘
同	谷中克行
同	山崎毅海
同	西村潤也

定期監査等結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等について

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条同項の規定により次のとおり公表します。



## 目 次

子どもすこやか部 .....	1
行政管理部 .....	9
建築部 .....	12
消防局 .....	17



## 定期監査等監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

令和 8 年 2 月 6 日

3. 監査結果に関する報告

令和 5 年 8 月 10 日監報第 3 号 監査結果報告書

4. 監査の対象

子どもすこやか部所管事務

## <検討又は改善を要する事項>

### 子ども家庭課

#### 1 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の収入未済について

当課では、ひとり親家庭及び寡婦等に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童等の福祉を増進することなどを目的として、母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金（あわせて以下「福祉資金」という。）の貸付を行っている。

ところで、令和4年度における福祉資金に係る収入未済額は100,609,006円で高額となっている。また、収納率は現年度分92.4%、過年度分4.1%で、前年度と比較して現年度分は0.6ポイント、過年度分は1.9ポイント低下している。

収入未済の早期回収に努められたい。

### 措置内容

#### 改善中

母子・父子・寡婦福祉資金回収業務において、令和5年度の収入未済額は102,892,797円、また、収納率は現年度分91.7%、過年度分2.5%となっております。これまでも以下の取り組みを中心に早期回収に努めてまいりましたが、今後さらに取り組みを強化してまいります。

- ・WEB口座振替申出サービスによる口座振替での納付機会拡大
- ・現年度未納であった場合、翌月に督促状を送付
- ・滞納者に対しての催告書の送付
- ・分割納付誓約者の履行管理
- ・債権放棄等の適切な事務処理

なお、取り組みを継続して実施した結果、令和6年度の収入未済額は99,352,109円まで減少し、収納率は現年度91.6%、過年度分は4.7%となり、特に過年度分収納率は向上しました。

## 2 子どもすこやか部事務センター業務委託契約について

当課では、子どもすこやか部事務センター業務について、業者と委託契約を締結している。

ところで、当該委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 見積書に内訳などの積算根拠が記載されていないもの。
- (2) 契約書に規定している個人情報並びに特定個人情報等の取扱いに関する特記事項（以下「個人情報等の取扱いに関する特記事項」という。）を、起案書に添付せずに回議しているもの。
- (3) 個人情報等の取扱いに関する特記事項において、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により市に報告しなければならないと規定しているが、事後に報告されているもの。

### 措置内容

措置済
(1) 内訳のわかる見積書への修正を求め、修正した様式での見積書を取得するよう改善いたしました。
(2) 令和8年2月の契約更新時より、起案文書に添付するよう改善いたしました。
(3) 作業従事者を変更する際は、事前に報告をするよう委託業者に指示し、改善いたしました。

### 3 公の施設の指定管理について

当課が所管する障害児者支援センターについては、非公募で選定された社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団が市との協定に基づき管理運営を行っている。

ところで、当該指定管理に係る事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 見積書の内訳が、積算根拠として不十分であるもの。
- (2) 協定書で指定管理者が付保すると規定している保険について、加入の確認を行っていないもの。
- (3) 仕様書に規定しているマニュアルの一部が作成されていないもの。
- (4) 協定書に規定している使用料の減免内容が、月次報告書に記載されていないもの。
- (5) 管理経費の支払が、協定書に規定している支払日より遅延しているもの。

#### 措置内容

##### 一部措置済

(1) 協定書の締結前に、指定管理者から積算根拠を記載した見積書の提出を受け、確認を行っております。

(2) 令和6年度の協定書締結時から事務運用を変更し、年度当初に指定管理者から保険証書の写しの提出を受けることで加入の確認を行っております。

(3) 仕様書に規定するマニュアルは、指定管理者にて作成が完了したところですが、一部のマニュアルについて内容を整理するよう、働きかけてまいります。

(4) 令和5年度に月次報告書の様式を見直し、減免内容について記載するよう修正いたしました。

(5) 令和7年度に締結した協定書から年度当初の支払日を見直し、遅延することなく支払いを行っております。

#### 4 徴収事務委託契約について

当課では、障害児者支援センター利用者負担額等の徴収事務について、指定管理者である社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団と委託契約を締結している。

ところで、当該委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 財務規則第30条の2第1項において、私人に歳入の徴収事務を委託しようとするときは、あらかじめ会計管理者と協議しなければならないと規定されているが、契約締結起案において会計管理者に合議を行っていないもの。
- (2) 契約書に、利用者負担額等の範囲を明確に規定していないもの。

#### 措置内容

措置済
<p>(1) 令和6年度及び令和7年度の契約締結起案において会計管理者への合議を行いました。今後も適正に事務を行うよう、努めてまいります。</p> <p>(2) 令和7年度に締結した契約書から利用者負担額等の範囲を明確に規定いたしました。</p>

## <検討又は改善を要する事項>

### 施設給付課

#### 保育料の収入未済について

保育料の滞納額は、令和4年度末において負担金（民間保育所分）と使用料（公立保育所分・公立認定こども園分・公立幼稚園分）を合わせて21,560,435円で、令和元年10月に3歳以上の幼児教育・保育の無償化が開始されたこともあり、前回の監査指摘時の平成30年度末滞納額67,542,669円と比較して減少しているものの、依然として一部の保育料は未納となっている。

未納となっている保育料について、財政運営上、また、負担の公平性を図る観点からも早期回収に努められたい。

### 措置内容

#### 改善中

保育料の滞納額につきましては、定期的な催告書の送付や継続的な電話催告の実施により、令和6年度末において、9,186,750円に減少しております。また、幼児教育・保育の無償化により、新たな債権の発生は大幅に抑制されています。引き続き、未納となっている保育料を早期に回収できるよう努めてまいります。

## <検討又は改善を要する事項>

### 地域支援課

#### 徴収事務委託契約について

当課では、障害児者支援センター利用者負担額等の徴収事務について、指定管理者である社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団と委託契約を締結している。

ところで、当該委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 財務規則第 30 条の 2 第 1 項において、私人に歳入の徴収事務を委託しようとするときは、あらかじめ会計管理者と協議しなければならないと規定されているが、契約締結起案において会計管理者に合議を行っていないもの。
- (2) 契約締結起案の施行日が、契約日より約 3 か月遅延しているもの。
- (3) 契約書に、利用者負担額等の範囲を明確に規定していないもの。
- (4) 財務規則第 30 条の 2 第 6 項において、徴収事務の委託を受けた者は、市長が発行した徴収委託証明書を携帯し、関係者の請求があるときはこれを提示しなければならないと規定されているが、徴収委託証明書を発行していないもの。

### 措置内容

#### 一部措置済

- (1) ご指摘の会計管理者と協議につきましては、令和 6 年 4 月より適切に処理しました。
- (2) ご指摘の契約締結起案の施行日につきましては、令和 5 年 4 月より適切に処理しました。
- (3) 利用者負担額等の範囲については、令和 8 年度中に整理してまいります。
- (4) ご指摘の徴収委託証明書発行につきましては、令和 5 年 4 月より適切に発行処理しました。

## <検討又は改善を要する事項>

### 鴻池子育て支援センター

#### 出納員事務について

当所長は、出納員として、所管に属する延長保育保護者負担額及び一時預かり保護者負担額等の収納を行っている。

ところで、当該出納員事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 財務規則第26条の2第4項において、出納員は収納金を即日又はその翌日に収納金融機関に払い込まなければならないと規定されているが、払込みが遅延しているもの。
- (2) 出納員は、現金を収納したときはその都度現金出納簿に受払状況を記載すべきとされているが、都度記載していないもの。

#### 措置内容

##### 一部措置済

(1) 収納金を即日又はその翌日に収納金融機関に払い込まなければならないと規定されておりますが、体制上の都合により事務所を離れることができず、即日又はその翌日に払込みができない状況が現在も生じております。体制が整い次第、払込みの遅延のないよう努めてまいります。

(2) ご指摘後、適正な事務処理を行っております。

## 定期監査等監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

令和 8 年 2 月 9 日

3. 監査結果に関する報告

令和 6 年 3 月 25 日監報第 8 号 監査結果報告書

4. 監査の対象

行政管理部所管事務

## <検討又は改善を要する事項>

### 給与福利課

#### 1 普通旅費請求事務について

訓令「旅費の支給基準について」において、日帰り出張旅費の請求については、その月分を翌月5日（期日厳守）までに旅費請求書を当課に提出すると規定されている。

ところで、令和5年12月分の旅費請求書について、提出期日を遅延している所属が相当数見受けられた。

旅費支給条例施行規則第3条において、旅費は概算払又前金払のほか、その月分を翌月の末日までに支給すると規定されており、旅費請求書の提出はその前提となる事務手続である。

適正な事務処理をされたい。

### 措置内容

#### 措置済

令和6年10月31日付で「旅費の支給基準について」を改正し、実態に即して提出期日をこれまでの5日から10日に変更しました。

また、令和7年度から事務手続を見直し、毎月20日頃には各所属が支出命令書を作成できるようにして、出張月の翌月末までに普通旅費を支給できるように努めております。

## 2 給与事務センター業務委託契約について

当課では、給与・福利厚生業務の一部について債務負担行為を設定し、業者と複数年の委託契約を締結しており、令和6年1月4日からは新たに第3期事業が開始されている。

ところで、当該委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 第3期事業について、委託契約を締結しないまま、引き続き業務を行わせているもの。
- (2) 契約書に、破産法等に基づく解除に係る違約金に関する条項が規定されていないもの。
- (3) 労働関係法令の遵守に関する報告書が毎年提出されていないもの。
- (4) 仕様書に規定している成果品のうち、サービス水準指標自己評価結果の一部が提出されていないもの。

### 措置内容

措置済
(1) ご指摘を踏まえ、速やかに契約の締結を完了しております。次回契約締結の際は適正な事務処理を行ってまいります。
(2) ご指摘を踏まえ、令和6年3月25日に変更契約を締結しました。次回契約締結の際は適正な事務処理を行ってまいります。
(3) ご指摘の報告書については、毎年1月に提出を受けております。
(4) ご指摘の成果品については令和6年3月に提出されました。今後は、仕様書に示した期日までに成果品の提出を受けることで、適正な事務を行ってまいります。

## 定期監査等監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

令和 8 年 2 月 5 日

3. 監査結果に関する報告

令和 6 年 3 月 25 日監報第 9 号 監査結果報告書

4. 監査の対象

建築部所管事務

## <検討又は改善を要する事項>

### 総務管理課

#### 1 市営住宅使用料（家賃）の収入未済金について

当課が所管する市営住宅使用料（家賃）に係る滞納繰越分の収入未済金は、令和5年10月31日現在13,780,179円となっている。

滞納者に対しては、所在確認や相続人調査を実施した上で、文書や個別訪問による催告等を行っているが、負担の公平性を図るため、引き続き滞納家賃の早期回収に努力されたい。

### 措置内容

#### 改善中

令和6年度末の滞納繰越分の収入未済金額は、10,800,679円となっております。

市営住宅使用料に係る滞納繰越分の収入未済金については、滞納者に対して年に2回催告書（令和6年度は延べ22件）を発送するとともに必要に応じて戸別訪問を実施しています。滞納者と面談できた場合、一括納付が困難なときは誓約書による分割納付等で回収に努めております。また、滞納者が死亡している場合は戸籍調査を行い相続人に支払い請求（令和6年度は延べ2件）をしております。

なお退去滞納者については、滞納者の相続人も含め、生活が困窮して返済が困難な場合等は関係部局と協議の上、東大阪市債権の管理に関する条例の規定に基づき不納欠損の処理を行っております。引き続き滞納家賃の早期回収に努めてまいります。

## 2 市営住宅に入居する高額所得者について

市営住宅条例（以下「条例」という。）第31条では、高額所得者に対し、期限を定めて明渡しを請求することができる」と規定されている。これは本来、公営住宅が入居対象とする住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、より多くの入居の機会を与えるために設けられたものである。

高額所得者の認定基準は、公営住宅に引き続き5年以上入居し、最近2年間引き続き収入月額が313,000円を超える者とされており、令和5年10月31日現在の高額所得者は5人となっている。

前回の監査でも指摘しているが、条例第31条に基づき明渡請求を検討されたい。

### 措置内容

#### 改善中

令和8年1月31日時点で高額所得者は2世帯となっております。

市営住宅に入居する高額所得者に対しては、高額所得者認定通知書により市営住宅を明け渡さなければならないことを通知しております。

また、国の通知に基づき令和6年10月18日付で「高額所得者に対する市営住宅の明渡請求事務処理要綱」を制定しました。これをもとに高額所得者に対して、自主的な退去を促すために、大阪府住宅供給公社やUR賃貸住宅等の公的住宅の資料送付し住宅斡旋に努めております。さらに面談により住宅の自主的な明渡しに関する相談及び指導を行い、高額所得者から明渡計画書を提出させ、明渡しを猶予すべき特別の事情の確認を行っております。特別の事情とは①入居者又は同居者が病気にかかっているとき②入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき③入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想される時等とし、これを証する書面を提出させています。

令和8年1月31日時点の2世帯の高額所得者については、退去できない特別の事情があるため明渡請求は行っておりません。退去できない特別の事情がない場合については、国の通知、条例及び要綱等に従って適切に明渡請求を進めてまいります。

## <検討又は改善を要する事項>

### 住宅改良室

#### 1 市営住宅使用料（家賃）の収入未済金について

当室が所管する市営住宅使用料（家賃）に係る滞納繰越分の収入未済金は、令和5年10月31日現在114,031,269円となっている。

滞納者に対しては、指定管理者と連携しながら文書や電話による督促及び個別訪問による納付指導を行い、さらに、退去指導や明渡請求訴訟などを行っているものの、滞納額は依然高額となっている。

負担の公平性の観点からも滞納家賃の早期回収を図るとともに、新たな未納額発生への抑制になお一層努力されたい。

### 措置内容

#### 改善中

指摘事項につきまして、入居者に対しコンビニや郵便局での収納及び口座振替を推奨し、生活保護受給者に対し住宅使用料と共益費の代理納付を実施し、新たな滞納の発生を抑えております。

また、指定管理者と連携を密にし、新たな滞納者を発生させないための取組みとして、現年度の家賃納付が遅れている者に対して、毎月、指定管理者が電話等で納付が遅れている理由と納付時期等を確認し、場合によっては、分納の納付相談や指導を実施し一人でも滞納者を増やさないよう取り組んでおります。

引き続き、新たな滞納家賃の発生を抑えるとともに滞納繰越分の早期回収に取り組んでまいります。

・令和6年度滞納繰越分収入未済金（住宅使用料）：116,572,426円

## 2 市営住宅に入居する高額所得者について

市営住宅条例（以下「条例」という。）第31条では、高額所得者に対し、期限を定めて明渡しを請求することができる」と規定されている。これは本来、公営住宅が入居対象とする住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、より多くの入居の機会を与えるために設けられたものである。

高額所得者の認定基準は、公営住宅に引き続き5年以上入居し、最近2年間引き続き収入月額が313,000円を超える者とされており、令和5年10月31日現在の高額所得者は18人となっている。

前回の監査でも指摘しているが、条例第31条に基づき明渡請求を検討されたい。

### 措置内容

#### 検討中

指摘事項につきまして、対象者には高額所得者認定通知書により、高額所得者は公営住宅を明け渡さなければならないことを本人に適切に通知しておりますが、明渡請求までは至っておりません。

当室におきまして、他の公的賃貸住宅や特定優良賃貸住宅等の情報提供を定期的に実施しております。

明渡請求に係る具体的な事務手続き等につきまして、他市事例等を研究し本市独自の対応策を検討中でもありますが、令和8年4月より市営住宅明渡請求事務処理要綱に基づき、具体的な対応フロー等を作成し、高額所得者に対して計画的かつ定期的に面談等を実施し、明渡請求に取り組み高額所得者を減らしてまいります。

令和7年3月末現在、高額所得者は17名です。

## 定期監査等監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

令和 8 年 2 月 6 日

3. 監査結果に関する報告

令和 6 年 3 月 25 日監報第 10 号 監査結果報告書

4. 監査の対象

消防局所管事務

## <検討又は改善を要する事項>

### 予防広報課【現：予防課】

#### 防災学習センター受付案内等業務委託契約について

当課では、防災学習センターの受付案内等業務について債務負担行為を設定し、業者と複数年の委託契約を締結している。

ところで、当該委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 行政管理部作成の保存期間決定基準表では、一般事務委託等の契約に関するものは5年と示されているが、当該契約に係る文書を保存期間の異なる複数の簿冊に保存しているもの。
- (2) 契約書において、契約保証金は契約締結と同時に納付すると規定しているが、納付が遅延しているもの。
- (3) 契約締結時に労働関係法令の遵守に関する報告書の提出を受けているものの、翌年以降提出を求めているもの。
- (4) 契約書において、業務責任者及び業務従事者（以下「業務責任者等」という。）の個人情報や機密情報の漏洩及び目的外使用を禁じた誓約書の写しを市へ提出すると規定しているが、業務開始後に新たに登録した業務責任者等の誓約書の写しが提出されていないもの。
- (5) 契約書において、6か月ごとに速やかに委託業務の成果に関する報告書を提出しなければならないと規定しているが、提出が遅延しているもの。
- (6) 委託業務の成果に関する報告書に、業務の一つである広報啓発品に関する報告がされていないもの。

## 措置内容

### 一部措置済

- (1) ご指摘のあったすべての文書を保存期間5年の簿冊に綴り直しいたしました。
- (2) 契約締結において、契約保証金の納付が必要となる場合は、契約と同時に納付させるよう徹底してまいります。なお、令和7年7月以降の本契約にかかる契約保証については、財務規則に基づき履行保証保険の加入により免除としています。
- (3) ご指摘のあった労働関係法令の遵守に関する報告書につきましては、令和6年1月20日に受理しました。今後毎年提出されるよう求めてまいります。
- (4) 業務開始後に新たに登録された業務責任者等の個人情報や機密情報の漏洩及び目的外使用を禁じた誓約書の写しにつきましては、受領いたしました。今後、新たな業務責任者等が登録された際には、その都度提出を求めてまいります。
- (5) 委託業務の成果に関する報告書につきましては、六か月ごとに適切に受領しています。
- (6) 広報啓発品に関する報告を追加報告として受領いたしました。今後は委託業務の成果に関する報告書に広報啓発品に関する報告を記載するよう徹底してまいります。